

この就職相談会は、概ね1次選考が終了した時点で就職未内定である生徒等の就職支援を目的として実施しています。

参加のお申し込みにあたっては、相談会参加者が正式に応募した際には、採用することを前提としていただき、就職を希望する生徒の全てが早期に就職内定を得られますよう、格別のご理解とご協力をお願いします。

◎参加を希望される事業所は、以下の点を厳守してください。

- 1 参加申込みは、滋賀労働局の案内に従い応募するものとし、参加に当たっては、この「就職相談会ルール」を遵守すること。特に相談会当日に参加する担当者に対して、このルールの徹底を図ること。
- 2 参加事業所は就職差別を許さない見地に立ち、公正・公平な採用選考を行うこと。
- 3 事業内容・会社のアピールポイント等を記載した「事業所PRシート（A4片面、様式は自由、白黒印刷に耐えるもの（各学校には白黒印刷で配付）、PDFデータ」を作成し提出すること。
- 4 参加事業所等の公表日（10月13日）から就職相談会当日（11月5日）までの間は、学校への連絡は禁止とする。
- 5 参加の手続き（エントリー）が終了した後の求人数や職種等条件の変更は認めない。
- 6 就職相談会に関する求人は、「就職相談会専用の求人」としてその期間内（抽選日～12月8日まで）は「別枠求人」として扱う。従って、他の求人と混同して採用選考を行ったり結果を出したりしないこと。

（留意事項）

- 1 応募期間終了時点（11月18日）で就職相談会参加者の応募がなかった求人については、11月19日以降、就職相談会専用求人を解除し、公開求人として未内定高校生なら誰でも応募できるものとする。
- 2 就職相談会参加者から応募があった場合、選考結果通知期間終了時点（12月8日）で、なお未充足である求人については、以後、未内定高校生なら誰でも応募できる公開求人として扱う。
- 7 就職相談会は「面接会」ではないので、事前選考の場にならないよう注意すること。従って事業所は、生徒の情報（名前など）を収集したり、生徒の自己アピール等を求めたりしないこと。（生徒が不明な点を質問することがありますが、それには応じてください。）
- 8 事業所の応募前見学については、就職相談会後期間を定めて認めるが、学校関係者の引率を条件とし、本人に関する情報（名前など）等を聴取しないこと。
- 9 応募は学校紹介により行われること。また、全ての連絡は学校を通して行われるものとし、事業所は直接生徒と連絡を取らないこと。
- 10 応募は一人一社とする。
- 11 就職相談会が終了後、指定された期間内に採用選考を実施し、選考後、原則として3日以内、遅くとも1週間以内に結果を学校に通知すること。
- 12 採否に関する結果の通知は、本人宛と学校宛の文書を学校に送付することとし、不採用の場合には必ずその理由を具体的かつ詳細に書き添えること。
- 13 採用選考については、高卒求人のルールや就職相談会のルールに則って行うこと。

※ 不明な点や相談等がある場合は、必ず最寄りのハローワークか滋賀労働局職業安定課に確認すること。

- 14 設定された日程に従って採用選考の手続きを行うこと。なお、やむを得ない理由により日程どおりに進められない場合は、最寄りのハローワークか滋賀労働局職業安定課に連絡し、実行委員会の了承を得ること。

【日 程】令和 8 年

9／30（水） 事業所の就職相談会参加申込み締切

10／13（火） 参加事業所の一覧表（リスト）を公表

10／14（水） 求人票、事業所 P R シート提出締切

10／20（火） 参加事業所の求人票、P R シートを公表

＊ 10/20～11/ 5 の間は学校との連絡不可。

11／ 5（木） 就職相談会当日

11／ 9（月）～ 11／16（月）見学期間（見学なしでも可）

11／10（火）～ 11／18（水）応募期間（11／18（水）事業所に必着）

＊ 事業所は、選考日に間に合うよう採用選考に関する案内書を学校に送付する。

＊ 相談会参加者の応募者がなかった求人は、11/19から公開求人として随時時応募可に。

11／24（火）～ 12／ 1（火）選考期間（選考後は 3 日以内に結果を学校へ通知）

11／24（火）～ 12／ 8（火）選考結果通知期間

＊ 12/8 時点でなお未充足の求人は、以後、公開求人として随時応募可に。